

第 4 号様式

簡易公募型プロポーザル方式（共同企業体または単体発注）

参 加 説 明 書

沖縄県土木建築部公告土港第 295 号（令和 8 年 9 月 11 日）の「令和 8 年度中城湾港（泡瀬地区）PPP 導入可能性調査検討業務委託（その 2）」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この参加説明書によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 8 年度中城湾港（泡瀬地区）PPP 導入可能性調査検討業務委託（その 2）
（※電子入札対象業務）
- (2) 履 行 場 所 沖縄市泡瀬地先
- (3) 業務の目的 本業務では、中城湾港（泡瀬地区）の緑地を業務対象範囲とし、公民連携により、効率的、効果的な公共サービスの提供を行うと共に、事業コストを削減することを目指し、今後の整備・維持管理・運営（PPP/PFI を含む）に関する検討を行う。
なお、中城湾港（泡瀬地区）緑地における過去に実施された下記検討業務等（以下「過去検討業務等」）との整合を図るものとする。
- (4) 業 務 内 容 PPP/PFI 等導入可能性調査・検討
本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。
(ア) 本業務において、公民連携事業を進めるうえでの課題とその対応策について、具体的に記述してください。
(イ) 本業務において、民間の事業参画意欲を喚起させるにあたっての課題とそれに対する提案について、対象エリアを考慮し、具体的に記述してください。
- (5) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- (6) 業務量の目安 9,933,000 円（税込）以下
- (7) 成 果 品 成品は以下のとおりとする。
ア 報告書（紙による報告書は製本 A4 版とし、図面は縮小 A3 版折込を標準）2 部
イ 電子媒体（各資料の印刷原稿含む）（CD-R）2 部
- (8) 業務の実施形態 ア 再委託の禁止
本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
イ 主たる部分
本業務における「主たる部分」は土木設計業務等共通仕様書第 1128 条第 1 項に示すとおりとする。
- (9) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。管理補助技術者の配置は参加希望者の判断によるものとし、配置する場合は、管理技術者に代わり管理補助技術者の実績等を審査・評価する。管理補助技術者の資格要件は、管理技術者と同じとする。
- (10) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者（40 歳以下）を配置する場合に評価を行う。

2 技術提案書の提出要請する者を選定するための基準等

- (1) 技術提案書の提出要請者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位3者を選定する。

なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 選定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
参加資格要件 表明者 (企業) の経験 及び 能力	技術部門登録	(別記様式－2) 下記の順位で評価する。 ①国の土木関係建設コンサルタント業務の「港湾及び空港」または「都市計画及び地方計画」部門に登録を受けている者であって、沖縄県の令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の業種区分「土木関係コンサルタント」の「港湾及び空港」または「都市及び地方計画」登録有り。 ②沖縄県の令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の業種区分「土木関係コンサルタント」の「港湾及び空港」または「都市及び地方計画」登録有り。 ③上記に該当しない場合は選定しない。	① 3 ② 2 ③ 選定しない
	専門技術力 成果の 確実性 (業務 実績)	(別記様式－2) (別記様式－2の2) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成28年度以降に同種業務の実績がある。 ②平成28年度以降に類似業務の実績がある。 ③上記に該当しない場合は選定しない。 記載する業務は1件(複数業務で要件を満たす場合は2件でも可)以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 3件以上提出した場合は、③の評価とする。 (ここで、同種及び類似業務とは、公告文2(3)ア(イ)の業務のこと。)	① 4 ② 2 ③ 選定しない
	管理技術力 迅速性 (県内 常駐技 術者)	(別記様式－4) 下記の順位で評価する。 ①沖縄県内の管理技術者、担当技術者が常駐している。 ②①に該当しない。	① 2 ② 0
	経営能力 履行保 証力	(別記様式－5の1) 自己資本比率について、下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が25%以上 ② ①及び③に該当しない ③ 自己資本比率が10%未満	① 2 ② 1 ③ 0
	瑕疵担保力	(別記様式－5の2) 下記の順位で評価する。 ① 保険金5,000万円以上の賠償責任保険に加入 ② ①及び③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	① 2 ② 1 ③ 0

	遵法性	(別記様式－５の３) 過去の法の遵守状況について、下記の順位で評価する。 ①公告日以前の過去３年以内に公正取引委員会からの排除勧告の実績なし ②公告日以前の過去１年以内に公正取引委員会からの排除勧告の実績なし ③①及び②に該当しない	① 2 ② 1 ③ 0																														
専門技術力	業務執行技術力・業務成績	(別記様式－３) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和５年度から令和７年度までに完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は５件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が１件も無い場合は、評価を１段階引き下げる。平均値が５５点未満の場合は加点しない。 なお、過去３年間の１００万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。 申請件数の平均点↓ 80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 65点以上70点未満 60点以上65点未満 55点以上60点未満 <table><tr><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>10</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td></tr></table> 申請件数→ 1 2 3 4 5	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	7	6	5	4	3	8	7	6	5	4	9	8	7	6	5	10	9	8	7	6	配点：２５ ①100%(25) ② 90%(22.5) ③ 80%(20) ④ 70%(17.5) ⑤ 60%(15) ⑥ 50%(12.5) ⑦ 40%(10) ⑧ 30%(7.5) ⑨ 20%(5) ⑩ 10%(2.5)
	5	4	3	2	1																												
6	5	4	3	2																													
7	6	5	4	3																													
8	7	6	5	4																													
9	8	7	6	5																													
10	9	8	7	6																													
業務表彰の有無	(別記様式－２の⑧) 令和６年度から令和７年度までに完了した業務のうち優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 なお、表彰対象機関は沖縄県土木建築部のみとする。 ①表彰実績あり ②表彰実績なし	① 1 0 ② 0																															
予定資格管理技術力	技術者資格等	(別記様式－６) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門）の資格を有し技術士法による登録を行っている者 ②技術士（建設部門「港湾及び空港」または「都市及び地方計画」）の資格を有し技術士法による登録を行っている者 ③上記に該当しない場合は選定しない。	① 5 ② 3 ③選定しない																														
	業務執行技術力（業務実績）	(別記様式－６の２)（別記様式－６の３) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成28年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある ②平成28年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある ③上記に該当しない場合は選定しない。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。 記載する業務は１件（複数業務で要件を満たす場合は２件でも可）とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１件につき１枚以内に記載する。３件以上提出した場合は、③の評価とする。 (ここで、同種及び類似業務とは、公告文２(3)ア(イ)の業務のこと。)	① 4 ② 2 ③選定しない																														

	若手技術者	(別記様式－６) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置（公告日を基準）。 ②上記に該当しない。	① 3 ② 0
	情報 地域精 報通度 収集 力	(別記様式－６) 平成28年度以降から公告日までに完了した業務実績については下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・都道府県・政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ①沖縄県沖縄市内における業務実績がある。 ②沖縄県内における業務実績がある。 ③上記に該当しない。	① 3 ② 1 ③ 0
	専門技術力・業務実績	(別記様式－７) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和４年度から令和７年度までに完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を１段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。 申請件数の平均点↓ 80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 65点以上70点未満 60点以上65点未満 55点以上60点未満 申請件数→ 1 2 3 4 5	配点：３０ ①100%(30) ② 90%(27) ③ 80%(24) ④ 70%(21) ⑤ 60%(18) ⑥ 50%(15) ⑦ 40%(12) ⑧ 30%(9) ⑨ 20%(6) ⑩ 10%(3)
		(別記様式－６の⑨) 令和５年度から令和７年度までに完了した業務のうち優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 なお、表彰対象機関は沖縄県土木建築部のみとする。 ①表彰実績あり ②表彰実績なし	① 2 ② 0
	業務執行技術力（当該部門業務従事期間）	(別記様式－６の⑦) 技術者の資格要件で評価した部門等の従事期間を下記の順位で評価する。 ①公告日までの当該部門の従事期間が20年以上 ②公告日までの当該部門の従事期間が10年以上 ③①及び②に該当しない。	① 3 ② 1. 5 ③ 0
	手持ち業務の金額及び件数	(別記様式－６) 公告日時点において、下記の項目に該当する場合は選定しない（未契約のものを含む） ・手持ち業務の契約金額が５億円以上かつ手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が２億円以上かつ手持ち業務の件数が５件以上とする。	—

業務 実施 体制	業務実 施体制 の妥当 性	(別記様式－４) 下記の項目に該当する場合は選定しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ③主たる部分が再委託予定となっている。	－
合計		満点の点数	１００．０

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

(3) 技術提案書の提出を要請する者の選定は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和８年１０月６日（火）（予定）までに通知する。（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

３ 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 予定技術者の経験及び能力

評価 項目	評価の着目点		技術点		
		判断基準	管 理 技術者	担 当 技術者	照 査 技術者
資格 要件	技術 者 資 格 等	(別記様式－６) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門）の資格を有し技術士法による登録を行っている者 ②技術士（建設部門「港湾及び空港」または「都市及び地方計画」）の資格を有し技術士法による登録を行っている者 ③①及び②に該当しない場合。	①１.５ ②１.０ ③特定 しない	①１.０ ②０.５ ③０.０	①０.５ ②０.３ ③特定 しない
予定 技術 者の 経験 及び 能力	業 務 執 行 技 術 力 実 績	(別記様式－６の２)（別記様式－６の３) 過去１０年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成２８年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある ②平成２８年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある ③①及び②に該当しない場合。 各技術者において、それぞれ記載する業務は１件（複数業務で要件を満たす場合は２件でも可）とする。 図面、写真等を引用する場合も含め、１件につき１枚以内に記載する。なお、３件以上提出した場合は、③の評価とする。 ※同種業務及び類似業務について 管理技術者の同種・類似業務は公告２(３)ア(イ)のa及びbを、 担当技術者の同種・類似業務は公告２(３)ア(イ)のa及びbを指す。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。 照査技術者の同種・類似業務は管理技術者と同様であるが、照査技術者として従事した業務を含める。	①０.５ ②０.３ ③特定 しない	①１.０ ②０.５ ③０.０	①０.５ ②０.３ ③特定 しない

	当 該 部 門 従 事 期 間	(別記様式－６) 技術者の資格要件で評価した部門等の従事期間を下記の順位で評価する。 ①公告日以前の当該部門の従事期間が20年以上 ②公告日以前の当該部門の従事期間が10年以上 ③①及び②に該当しない場合	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0
情 報 地 域 収 精 集 通 力 度		(別記様式－６) 平成26年度以降から公告日までに完了した業務実績については下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・都道府県・政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ①沖縄県沖縄市内における業務実績がある。 ②沖縄県内における業務実績がある。 ③上記に該当しない	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0
C P D 継続教 育		(別記様式－７) C P D 取得単位を下記の順位で評価する。 ①過去５年間の取得単位が250単位以上 ②過去１年間の取得単位が50単位以 ③①及び②に該当しない場合	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0
若手技 術者		(別記様式－６) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置（公告日を基準）。 ②上記に該当しない。	①0.5 ②0.0	—	—
専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	(別記様式－７) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和４年度から令和７年度までに完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が１件も無い場合は、評価を１段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。なお、過去4年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。	配点： 4	配点： 4	配点： 4
		申請件数の平均点 ↓ 80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 65点以上70点未満 60点以上65点未満 55点以上60点未満 申請件数→ 1 2 3 4 5	①100% ② 90% ③ 80% ④ 70% ⑤ 60% ⑥ 50% ⑦ 40% ⑧ 30% ⑨ 20% ⑩ 10%	①100% ② 90% ③ 80% ④ 70% ⑤ 60% ⑥ 50% ⑦ 40% ⑧ 30% ⑨ 20% ⑩ 10%	①100% ② 90% ③ 80% ④ 70% ⑤ 60% ⑥ 50% ⑦ 40% ⑧ 30% ⑨ 20% ⑩ 10%
	表 彰 の 有 無	令和５年度から令和７年度までに完了した業務のうち優良業務技術者表彰について、下記の順位で評価する。 なお、表彰対象機関は沖縄県土木建築部のみとする。 ①表彰実績あり ②表彰実績なし	①1.0 ②0.0	①1.0 ②0.0	①1.0 ②0.0

小計	満点の点数	9.0	8.5	7.5
		25.0		

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	書面	ヒアリング
実施方針・ 実施フロー・ 工程表その他 (別記様式 -12)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	7.0	
		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	4.0	
	その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	4.0	
小計			25.0	

ウ 特定テーマ

評価項目			評価の着目点	技術点	
			判断基準	書面	ヒアリング [*]
特定テーマに関する技術提案 (別記様式－13)	全体	特定テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	8. 0	
	特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	5. 0	
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	5. 5	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	5. 5	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	5. 0	
	特定テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	5. 0	
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	5. 5	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	5. 5	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	5. 0	
	小計				50. 0
アからウの合計（満点）				100. 0	

エ 参考見積もりに関する確認

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	評価のウェイト
参 考 見積もり	業務コストの 妥当性	・業務規模と大きく乖離がある場合は非特定	－

4 参加表明書、技術提案書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

ア 契約手続に関すること。

〒900－8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
 沖縄県土木建築部 港湾課 管理班
 電話番号 098－866－2395

イ 上記(1)以外に関すること。

〒900－8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
 沖縄県土木建築部 港湾課 港湾開発班
 電話番号 098－866－2395

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間 （参加表明書に関する質問）公告日から令和8年9月24日（木）まで
 （技術提案書に関する質問）選定通知書の日から令和8年10月9日（金）まで

イ 受付時間 休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

ウ 場 所 上記(1)イによる。

エ 提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

ア 期 間 （参加表明書に関する質問への回答）公告日から令和8年9月28日（月）まで
 （技術提案書に関する質問への回答）選定通知書の日から令和8年10月14日（水）まで

イ 場 所 沖縄県電子入札ポータルサイト内の入札情報システムに掲載する。

【沖縄県電子入札ポータルサイト】

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1015344/index.html>